

市民協働条例調査特別委員会

(平成25年4月24日)

○ 杉浦 貴委員長

それでは、時間となりましたので、市民協働条例調査特別委員会を開かせていただきます。

傍聴の方がお二人、お見えになっておりますので、よろしくお願いします。

それから、きょうの進め方でございますけれども、お手元にあります事項書に従って進めていきたいと思えます。

資料のほうですけれども、お手元に、ここに書いてございますように、五つ用意させていただいております。4月10日、これ、私、欠席させていただいて、えらい申しわけございませんでしたが、ここに出された主な意見。それから、資料2として推進条例の案ですね。それから、資料3として、前回12条のところでご議論をいただいて、その修正をしたものが資料3でございます。

それから、資料4、資料5につきましては、前回1%の関係のものであるとか、あるいは、四日市の市民活動ファンドの推移等のご要求がありましたので、それをご用意させていただきました。

資料の4番目と5番目につきまして説明をしていただこうかなと思っておりますので、まず、そこから入りたいと思えます。

それでは、前田部長、一言いただいて、山下課長。

○ 前田市民生活部長

前田でございます。おはようございます。

市民協働条例のご審議、いろいろいただいておりますけれども、先日、私のほうからも一つ、寄附文化が十分に成熟していないといったお話があったとは思いますが、ちょっとやっぱり認識不足であった面もありまして、現実には、いろいろな形で浄財を寄附していただくという行為が市民の中でいっぱい行われていまして、やっぱりしっかりした目的を持って集めに回ったりして、そのお金を、やはり地域のために使っているという状況はたくさんございます。

やはりそういったことを、より主体的に、地域の人たちが望むような方向にもっともつとつなげていくというようなことが、今、望まれているという、その辺の認識で、やっぱ

りもっとしっかり取り組んでいかなあかなと新たにいろいろ考えておるところでもございますので、その辺も踏まえて、いろいろ勉強もさせていただきたいなと思っております。

今から、そういった形の取り組みの一環でもあると思うんですけれども、市川市の市民活動団体の支援制度。それから、過去に、実は市としてもチャレンジして、やはりちょっとうまくいかなかった例として市民活動ファンドの例がございますので、ちょっとご紹介させていただきますので、よろしく願いいたします。

○ 笹岡秀太郎委員

ごめんな、聞き漏らしたんやけど、今の部長の説明は、寄附文化は多様なものがあるという認識がちょっと欠けておったと、こういうことですか。

○ 前田市民生活部長

そういう意味でございます。多様な認識があって、もっといろいろな形で伸ばしていく余地があるのに、その辺の説明が十分ではなかったなというふうなことでございます。申しわけございません。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

市民生活課、山下でございます。

それでは、お手元の資料④をお開きいただきたいなと思います。

前回の委員会の中でも、委員さんのほうからこの要請がございました、1%支援制度の他都市の事例といいますか、それをということでございましたので、市川市の事例を資料として出させていただきます。

この市川市につきましては、個人市民税の納税する方が、登録してある団体に、どの団体かを選んで、その方が1%寄附をしたいという団体をまず選ぶということで、選ばれた団体にその資金が行くということですが、1%のうちの事業費の半分の額と。それが、要するに1%のほうが多ければ、事業費よりも、その残った分については基金に積むというような流れを使っている制度ということで、大まかに言いますと、そのような制度になっ

ておりますということでございまして、それで、前回の委員会にも少し議論をいただきましたチェック機構の話も、若干これを見ていただきますと、この一番下の制度の仕組みの5)でございしますが、その事業が完了した段階で、市に実績報告書とか収支計算書を提出して、当然市はこれをチェックするんですが、ただ、その内容を公表すると。要するに、一般市民の方にも公表をして、そのチェックを受けているというようなことになっているということかなというふうに思っております、ある意味、こういった公表するということも、基本的には、チェックの大きな一つになるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

資料4につきましては、以上でございます。

続きまして、同じく資料5でございしますが、市民活動ファンド、かつて四日市のほうで市民活動ファンドという制度がございまして、そちらのほうについての経過をということでお寄せいただきましたので、資料等を出させていただきました。

この活動ファンドにつきましては、平成11年の3月に市役所の有志等々から寄附を募って、さらに企業の方からも寄附をいただいて、平成12年の6月には、約1000万円で公益信託の四日市市民ファンドとしてスタートをして以降、24年に運営委員会が、22年の7月にファンドを終了すると言うまで、各団体さんのほうに補助金として出していたということで、裏側、2ページをめくっていただきますと、その市民活動ファンドの流れといいますか、入っていった分と出ていった分で最終147万43円と、この額が最終残として残ってきたということで、残高が非常に少なくなってきたということで、運営委員会のほうで閉じられるという結論を出されて、平成24年の12月に、四日市市に残る残金は寄附をされたという形になっております。

それで、その次の追加資料ということで出させていただきましたが、制度の趣旨としては、その当時、この二つの丸で書きましたようなこういった趣旨で制度化がされたということで、これまでの使われた団体の実績については、ごらんの平成23年からちょっとさかのぼっていきますが、平成12年までの団体のこれだけの団体に調整がされてきたということになっております。

説明は以上でございます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

この資料4及び5についてのご質問等、ございましたらお願いします。

○ 豊田政典委員

市民活動ファンドですけれども、結局終結したんですが、部長の話でもうまくいかなかった例と言われましたが、その原因を今から分析すると、どんなことになるんですか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

市民生活課の山下でございます。

部長も申し上げましたが、まず、これ、当初は1000万、市の職員も含めて、立ち上げのときにいろいろお願いして、頼んだりとして寄附をしていただきました。その後、やはり個人さんが、さらにそれをどんどん続けていこうという形というのが、さっき言いました主体的にみずからが、頼まれて出すという形というのはあるのかもわかりませんが、主体的にみずからがどんどんどんどん寄附していこうという感覚というのが、まだまだ醸成していなかったのではないかなと。

要するに、活動というのはずっと続くにもかかわらず、その振る行為というそのものが、それぞれ個人の人は何回でもしていこうというのがなかなか醸成しなくて、最終的には、その金額がどうも集まっていかなくなっていったのではないかなというふうに私どもは、今、認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

直接的には、寄附金が集まらなかったのが資金がなくなったということですが、それ以外に運用面等で参考になったというか、そこから見えてきたものってありますか、よかった点、悪かった点と。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

これはファンドに限らず、ここにも書いてありますが、個性あるまちづくり支援事業でもそうでございますが、基本的には、活動が私どもにとって、補助金なり寄附金を出して、どんどんどんどんそのお金がある間はやっているけれども、なくなったらやめるのかというようなことを思っていたんですが、この間少し、今まで予算委員会するときにもお見せを

しましたが、個性で200以上の団体がある中、かなり、もう9割ぐらいの団体はまだ続けられていると。

要するに、補助金がなくなっても続けられるという状況もございますので、こういったファンドそのもの。補助金そのものがどうこうかということではないのかなという気がしておりますが、ただ、補助金という考え方と、その四日市市の補助金の、今後も議員の皆様にもいろいろご意見をいただいて、補助金というのが、継続的にずっとできるようなものなのか。あと、やっぱり最終的にはサンセットをしていくようなものなのか、そういうことを考えますと、補助事業でどんどんこういうメニューをしていってもええのかどうかという、私どもとしての考え方の、続けたいものもあり、続けなあかんのか、やめていくべきなのかというその辺のジレンマみたいなところは、少しこういうものによってございます。

以上でございます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

ほかにご質問とか、経緯とか、そういったものに関してのご質問はございませんでしょうか。

○ 小林博次委員

質問もあるんやけど、よろしいか。

出たかわからんけど、この市民活動ファンドなんかで、活動が実際はないけれども、お金をいただいて報告して、またいただいてというのがまじっておるんやけどな。こういうものはきちっとチェックされているのかね。僕、なければ、終わってからでも返金を要求せんとあかんと思っておるんやけど。

それから、もう一つ、本当にこれ、こんな活動を支援してええのかと、こんなこと、自分らでやるべきことと違うのかということも入っていたと思うわね、過去の中に。だから、どんな活動に出すのか。

障害者団体の活動支援というのが割と多いと思うんやけど、だから、やっぱり補助金を出していくんなら、例えば3年以内で、毎年1年、あるいは2年、3年で一旦ゼロにして、きちんと申請して、またやるんなら3年ぐらいをめどにというぐらいの物差しで対応しな

いと、惰性に流れてしまうと何をしているのかわからん。そういうのよりは、もっとほかのやつにやったほうがいいんじゃないのというのがあると思うんやわね。だから、そこら辺の整理、最初にちょっと言い残したけど、例えば、障害者団体には全体のこれぐらいの枠、あるいは高齢福祉にはこれぐらいの枠、あるいは、子育て支援にはこれぐらいの枠とか、ある程度の輪郭は整理して、それで対応していかないと偏ってしまうと思うわね。だから、その辺をどうやっているのか、ちょっと聞かせていただける。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

これ、補助金でございますので、基本的には補助金の審査、実績報告書を出していただいて、それを書類上で審査するという形が基本になっております。ですから、基本、書類が整っておれば、それが補助対象外になるものについてはカットさせていただいたりとか、そういう精査をさせていただきますが、実際に全ての事業を見に行つて、全ての事業を、どうやっているのかというところを確実に把握し切っておるのかと言われますと、少し、今まで全てそうではなかった部分も、行っていない部分も見えていない部分もあるのかなという反省はございます。

それと、年数の件につきましても、議員おっしゃるように、さっきも言いましたように、ずっと続けているのがいいのか。やっぱりちゃんと一旦切つて、その成果を見て、その後、また続けるという形がいいのか。その辺は当然のこと、今後、今回は、個性につきましては、これ、サンセットをいたしますので、今後、新たな方策を考えていきたいなというふうには考えておりますが、これから補助金でやっていくという話になるのか。今、考えていますのは、協働委託みたいな形、委託事業という形でやっていくのか、これから少し検討していかなければならない、柔軟に考えております。

以上でございます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

いいですか、小林委員。

ほかにご質問等、ありませんでしょうか。

(なし)

○ 杉浦 貴委員長

そうしたら、これの説明につきましては、終わりたいと思います。

きょうの進行のどういう形でやろうかということなんですけれども、まず、前回問題になりました12条の部分をコンクリートしていくということ。それから、13条の団体等の届け出制度のところ、人数の問題が一番大きいのではないかと思いますけれども、その辺のところも議論したいと思っておりますし、それから、あと、14条。これは、活動拠点の整備ですけど、この14条。それから、15条の財政的支援あたりの論点を、もしはっきりできれば、そのあたりまでも突っ込んでいきたいなというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、まず、資料の3の12条の修正案というところで、お手元にございますので、見ていただきたいと思えます。

案ということで書かせていただいておりますが、右側が当初の部分で、左側は修正案ということで、12条の第2項ですね。まず2項のところ、下線が引かれているところ、市長に意見を述べるができるというものを答申するものとする。

それから、第3項を新たに入れまして、修正案のほうでは、委員会は、前項に定めるもののほか、市民協働の促進に関し必要と認めた事項について調査、審議し、市長に対し意見を述べるができる。答申されるだけで意見を述べられないのかというような意見が、前回、出ていたというふうにお聞きしておりますので、そのところを、この3項を入れることによって委員会独自の調査、それで、市長に対して意見具申ができる、意見をすることができるというような項目を入れたものにさせていただきましたが、この修正案について、まず、ご検討いただきたいというふうに思えます。

いかがでしょうかね。前回の出された主な意見あたりも見ていただきながら、ご意見をお願いしたいと思えますが。

これはもうこんな形で、いわゆる委員会独自の調査でもって市長に対して意見を述べるができるという項目を入れましたので、これで、12条としてはもう、とりあえずコンクリートするというので考えさせていただいてよろしいでしょうか。

まだ足りない部分とか、文言についてとか、そのあたりも含めて見ていただいて、細かい部分でやはり修正が必要だということであれば、また言っていただければ、修正について、また皆さんで相談させていただけると思えますので、構成として、第3項を入れて、

この市民協働促進委員会の12条の項目というのはこれでいいということで、採決でもないですけど、ご反対の方、おみえになったら。よろしいですかね。

(異議なし)

○ 杉浦 貴委員長

そうしましたら、一応、この12条については、この修正案でもってコンクリートさせていただくと。また見ていただいて、不具合な点等がございましたら、また言っていただくと、後日に。それでお願いをしたいと思います。そうしましたら、12条については、そのような形でさせていただきたいと思います。

それでは、次、13条について、大分ご意見をいただいていると思うんですけども、いわゆる届け出条件の中に5人以上のということで、仮でつくっていただいたやつなんですけれども、あって、その人数のところをどういうふうにするのかというところでずっと議論をしていただいておりますと思うんですけども、これは、保険料の算定のところから来ている部分というのは無論あるわけですけど、この届け出制度のバーをぐっと下げるということで、最低は1人になります。1人の団体と言ったらおかしいですけど、1人というものも含めて、市民活動がやりやすいように、ここは、13条は団体等の届け出ということになっておるわけですけど、そのあたりをどういうふうにすべきかということ、もうそろそろ、一応決めていくようなことも考えながら、ちょっと議論をお願いしたいなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○ 芳野正英委員

前回の10日の委員会の際に、副委員長が差配していただく中で、人数要件とか、5人以上をどうするかという部分は規則でというような形にはなったんですけど、そのとき僕もずっと考えていたんですけど、やっぱり今は5人というふうになっていますけど、やはりやってみて、運用の中で、もう少し多い団体のほうがいいかもしれんし、逆に言うと、3人でもいいじゃないかという議論になってくるかと思うんですけど、それは、そういう人数、1人でやるようなやつではなくて、5人以上、複数でやる活動という一つの基準を決めて、その制度はそういう形で認めるけれども、具体的な人数は規則で、もう少しその時期に応じて変えていけるような形にすればいいのかなというふうに思っているので、条

文としてはこういう形でされるといいかなと。委員長がまとめていただいたような形がいいかなというふうには私は思いますけれども。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

細かいところは別途にと言ったらおかしいですけど、詳細で。社会状況も変わってくるし、いろんなことがあると思いますので、それはできるように、別途に決めるということで、条文としてはいいんじゃないかという。

ほかにご意見はございますでしょうか。

○ 豊田政典委員

前回欠席で申しわけなかったんですが、細かいところは規則で定めるでもいいんですけども、とりあえず前回の議論になっている市外の団体を認めるかどうかとか、全国、世界を認めるのかとか、ある程度の、2項の要件というところの基本的なところは決めておく必要があるんじゃないかなと思うんですけども。それが、基本的なところって何なのと言われたら、すぐに列挙はできないんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

最低ラインのところを決めておかないかという。

そうすると、団体の構成要件みたいな、四日市に住んでいる人か、働いている人かとか、そういう人がつくる団体であるとかないとか。全く違う市外の、別のところからが、例えば、10人おって、1人だけ四日市の人がおって、ほかは違うところにあるようなのが入ってくるとか、例えばの話ですけど、そういうようなところが、いろんな切り口で決めないといけないというようなことですよ。

○ 芳野正英委員

確かにそうで、何でも丸投げで規則で決められるわけじゃないんですけど、一つの基準は、市民活動総合保険の市民団体の要綱が5人以上の市民で、その市民は市外の者も入りますけど、団体の本拠が市内にあるというような形の定義が、市民団体の場合は活動保険

の定義でなっているのです、それを、これは既に運用されている活動総合保険の中身をそのまま準用していくというのが一番いいかなというふうには思うんですけどね。

前回の4月10日の資料の2というところなんですけど、資料②の最後に市民団体の定義が書いてありまして、5人以上の市民（市外の者を含む）により自主的に構成された市内に本拠地を置く、これ、非営利活動団体等と書いてありますから、NPO以外も含むということになっているので、そうすると、人数要件と、市外、市内を含むのかと、それから、団体の性格、法人の性格といいますか、この三つぐらいかなと思うんですけど、その判断基準というのは。

そうすると、人数的には5人以上ぐらいということで、それは市外の人も含むけど、本拠地は、活動拠点は四日市市内だよと。NPO法人以外の任意の団体でも認めると、届け出なので、この場合は。そういう形にしてはどうかなというふうには思うんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 川村高司委員

あくまでも、これは保険の事例であって、保険というのは、保険会社が、事故が発生したときに調査も入れるし、対象が誰かということも特定していくというのでいろいろ検証されていくことになるんですよね。ところが、NPOの受け付けになった場合、じゃ、本当に実在しているのかとか、構成員になっているのか、名前だけ貸しているのかとか、もしくは、じゃ、重複はどこまでいいのかとかというような精査をできるのかといたら、実態的には非常に難しい、現場サイドとしては。

その非常に難しい、だから、一概に保険の要件がこうだからというのと、NPOの団体を受け入れる条件をイコールにして、イコール担保がされるというのはちょっと違うのかなと。だから、あくまでも保険は保険なので。

○ 芳野正英委員

逆に、その保険の支払い対象なので、要件としては厳しいというか、これもそれほど厳しくはないんですけど、要件としては、ある程度整っている部分なのかなというふうには思うので、逆に言うと、活動総合保険の支払い対象になるような団体だからこそ、届け出の

部分でいうとこれぐらいの基準が、僕は逆にあったほうがいいかなと思っておったので、多分川村さんと同じで、ただこの一つの基準があって、僕は、届け出なのでもう少し緩くてもええかなと思ったけど、ここぐらいまでやっぱり厳しくせなあかんのかなと思っておったし、川村さんはもう少し厳しい基準やけど、この総合保険の基準は、川村さんの思うところよりは緩いという認識なのかなというふうに思うので、もちろん、この5人以上の市民という部分も、住所ですとか連絡先はやっぱり登録をしてもらわなあかんのかなというふうに、届け出用紙にはなっていますが、財政的支援の部分は、もう少し、より詳しい要件はするけど、届け出というのは、あくまで市が認めるというか、そういう届け出制度なのでこれぐらいの、保険の支払い対象にもなるぐらいの基準でいいのかなというふうには僕は思うんですけども。

○ 加納康樹委員

論点がずれちゃいけないので、豊田委員のおっしゃる心配もなくはないんですが、条文的に、2条の最初で市民とかの定義はしているので、もうそれに準拠するということであれば、そんなことは、もう余り、今議論するべきような話じゃないと思いますので、そんな形で13条も審議を進めていただければと思います。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

私としては、前回もちょっと欠席したりして、えらい申しわけなかったんですけど、5人というのが、いわゆる保険の考え方から出てきて、最低ラインとして5人でどうですかみたいな話だと僕は思っているので、こっちの届け出制の人数を何人にするかというのは全く、本来的には違うもの。

届け出は何人がええんやというのが、例えば3人になれば、3人で保険を組んでもらうみたいな話になるだけやというような感じで思っておったんですけど、それはちょっと違うんですかね。保険の人数的なもの、いわゆる届け出制にする諸団体の最低ラインというのは、イコールでなくてもいいというのがもともとで、それで、今のところ5人ということで仮で出していただいていますけど、それを、例えば3人にしたり、10人にしたり、5人にしたりということは、その団体をどういう人数でどの辺まで、1人が最低ラインですよね。1人の団体というのを認めるか、2人にするのか、3人にするのか、5人か10人

かというそういうところがすごい、そこら辺でもうぼんとどこかで決めないと、なかなか前に進まないのかなというような感じでは思っておるんですけどね。

○ 川村高司委員

なので、今回、誰を対象に出すかという定義づけの部分なので、これは慎重に、丁寧にやらないと、届け出があったもの全てに対して対象にしていくという、入り口、間口がすごい広いわけですよ。それに対して、保険の場合は、事故が発生時のときに限定的に、具体的に精査をかければいだけなので、同じ出るのでも頻度が違うんですよ。

だから、今、議論しているのは、入り口で全てに対して出ていく話の対象者になってくるので、入り口できちっとした精査は設けないと、無尽蔵に、促進条例なので、その辺の精査が、現場のほうで重複はどこまでいいのかとか、本当に実在しているのかというのは押さえないと、それを対象に支出になっていくので、この辺は慎重な議論が必要だと。

○ 加納康樹委員

ちょっと議論、昔を思い出してほしいんですけど、当初、このところは登録だったものを届け出にしようという流れで来ているので、届け出は、ですから、もう広くなるという流れになって、この議論が進んでいますので、登録のところでも余り細かいところまで詰めるというふうじゃなくて、そういうところを詰めていくのは、補助金の支出であったり、必要な場所の提供のときの許可基準であったりというところであるべきであって、緩くするという前提で届け出まで来ているんですから、余りここでやるべき議論ではないと思います。

○ 杉浦 貴委員長

ほかにいかがですか、今の。今、両サイドで意見が出ておりますが。

○ 豊田政典委員

ほかの条項を読んでみて、この市民活動団体という言葉がいっぱい出てくるんですよ、例えば3条やら5条やら。これは、2条には、市民活動団体の定義、(4)はあるんですけども、僕が最初に言った、世界なのか、四日市市内に根拠地なのかというところが定義されていないと、例えばその点をとって見ても。

だから、これは、対象とする市民活動団体とは何ぞやというところにかかわるところなので、4条、5条、3条、5条にかかわるところ。だから、直すとすれば、2条の定義あたりで、さっきの芳野委員の保険の話、市内に本拠地を置くというのを頭のほうで定めておいたほうがいいのかなどという気がしたんですよ。それをすることによって、さっきの届け出のところは、細かいところは言われるとおりでと思うし、限定されてきますよね。この条例そのもののターゲットが、例えば、市内に本拠地を置く活動団体なんだという定義がやっぱりあったほうがええのかなと、届け出に限らずね。

○ 杉浦 貴委員長

定義のところで大きな枠をつけたらどうだということですよ。資料2の定義の2条のところ、これ、市民等と市民活動団体と見ると、市民等は、ちゃんと市に居住する人や、事業所に勤務する人やという形できちっとしてもろうてあるのやけど、市民活動団体のところを見ると、確かにそれは書いていないよね、これ。市民等がやるもんだから市民活動団体やというような論理構成になっておるのかな、これ。

○ 加納康樹委員

それを、そう読み切れるかどうかは認可条件。

○ 杉浦 貴委員長

そうそう。

そうやって読み切れれば、そういうことになるのかわからんけど、やっぱり活動団体、また、市民とは違うので、市民活動団体も、やっぱり本拠が四日市市にあつて云々というようなものを書き込んでおけば、先ほどのちょっと細かい部分は半分削られてくるというような形に。

○ 芳野正英委員

私は逆で、届け出も緩くしますけど、市民活動とか市民活動団体というのは2条にある、これは、もう少し緩いというのでもいいと思うんです。例えば、四日市で、今、飲食店の事業主さんたちが、毎月1回、夜、まちの清掃をしているんですよ。これは、団体というか、複数人がやっていますが、別に代表というわけもない。でも、みんな大体呼び

かけて、SNSなんかで、じゃ、この日にやろうぜと言って、みんなが集まってばつと清掃して、ばつと解散してというのを毎月やっているんですよ。

これは、この2条の市民活動団体には当たると思うんですよ、市民活動をしていますから。その団体を、じゃ、今度、自分たちの活動を市にちょっと認めてもらうというか、知ってもらうために届け出をしようよとなったら、その中から5人とか何人か選んで名前を書いてくださいとか、それで届けるというような形に発展していくと思うんですよ。

じゃ、今度、財政的な支援をしてもらおうと思ったら、もう少し、より厳しく、それぞれの団体の人たちがどういう職業をしていて、どういうことをしているとか、例えば、予算書も必要になってくるとか、そういうふうになってくると思うんですけど、それぞれのレベルで応じて段階を踏んでいくのを認めていると思うんですけど、その入り口のスタートの市民活動全般をここは規定するというふうに考えたほうがいいと思うので、いわゆる、ここでさっきも言っていたような市民活動の総合保険みたいな、ここまで厳しい条件じゃ、2条はなくてもいいと思うんですよ。本当に緩い、そういう自主的にやっているような、清掃活動なんかでも、ここは市民活動として認めるべきかなと思っているんですよ。

○ 川村高司委員

だから、ボランティアという精神で、例えばごみを拾っていただいている方々が何のために届けるのかなという。前、お話ししたかどうかかわからないですけど、うちの地区の子供たちは、何も言わんと不法投棄のごみを分別してということもやっている。じゃ、そういう子供たちが届けに行くのかという、何のためにということになってきて、いや、将来的には、もっと活動を発展させるために費用が必要なんだよという。だから、届け出イコール、そこに財政的な支援が必要だということに直結しているんじゃないかというスタンスで私は言っているんですよ。

だから、何でもかんでもボランティア団体が登録してくださいよという、別に財政的支援を受けないのに、そんな届け出をする必要もないじゃないかという。だから、間口を広げるとかという意味が全くわからないですよ。だから、もともと届け出イコール最終的には財政的支援につながっていくからこそ届け出である。だからこそ対象は誰なんだという。だから、本当のボランティアをやっている方々は、じゃ、本当に届けますかという話で、その辺は丁寧に進めないと、何でもかんでも間口を広げて、届けてくださいよと言ったと

ころで、何のために届けるのと普通の方なら思うんじゃないですかという。

○ 芳野正英委員

これ、僕がイメージしておる届け出制というのは、例えば、なやプラザになやプラザ利用者の一覧の冊子があるんですよ。また行かれたときに見られるとええと思うんですけど、これは、なやプラザの利用をする場合、団体は登録せなあかんんですけど、なやプラザの団体。その中で、その冊子に載せる載せないもその団体が選べるんですよ。だから、なやプラザ利用のために届け出を書かなあかんんですけど、じゃ、それを冊子にして、広くほかの皆さんにも公表しますか。ノーです、私たちは本当に市民の集まりなので別にいいですわという団体もおれば、じゃ、ちょっとそういう制度があるんやったら届け出をしておきましょうかということで登録して、冊子になっているんです。

確かに、そこにはもう代表者の名前しか書いていなくて、あとホームページもなくてというような団体もありまして、さまざまなんですけど、僕がイメージしている条例での届け出制というのも、ここに、13条に情報共有との活動支援というふうに書いてあったように、そういうふうに届け出をして、一覧に出すことによる情報共有とか、団体間の情報の共有も促進できるようにということで届け出制というのをつけたらどうですかという話をしていたんです。

確かに、川村さんがおっしゃるように、地域の子供たちがボランティア活動をしていること自体を必ず届け出しろというわけでもないですし、届け出イコール財政的支援を狙っているということでもないと思うんです。段階があって、普通に活動をしていて、自分たちが、もう本当に任意でやっているし、評価というわけじゃないんですけど、誰からも活動を知られていなくてもいいよと言っているような人たちもいるし、届け出をして、少し情報共有とか、活動自体をもう少しどこかにしてもらいたいというのもあれば、どこかで財政的に支援もしてもらいたいという、やっぱりそれぞれの層があるのかなと思うと、まず、その活動全体を2条で規定することで、逆に言うと、ボランティアですけど、市民の役割という4条とか5条ぐらいの、その活動をしている人たちも、この5条では、広く市民に理解されるように努めなければならないというように、自分勝手に、ボランティアだからって好き勝手にしておったらあれですよという5条の縛り、縛りということもないですけど、5条の5が2条の団体に係ってくるので、そういう段階で考えるというかなと思うんですけどね。

○ 樋口博己委員

先ほどの豊田委員の2条の4項の市民活動団体というところのご意見があったと思うんですけども、これ、2条を読むと、基本的に四日市に起因するとか、四日市の中で活動するというのを暗黙の了解で書いてあるのかなという気はしていたんです、僕は。そういうふうに理解していたんです。

ただ、保険の話とかが出てきて、豊田さんが具体的に書くべきじゃないかという同じ意見をされる中で、僕は、暗黙の了解で理解をしていたけれども、この条文を読んで、皆さんがそういうふうに認識をするかということ、そうでもないのかなという気もするんですよ。

そうすると、どういう文言がいいのかわかりませんが、4項の市民活動団体の中で、市内で活動するとか、市内を中心とか、可能なら市の中でということイメージできるような文言が少し入ったほうがいろんな意味でいいのかなという気はしました。

豊田さんに対する意見です。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

川村さんに質問。

やっぱり届け出制にするよりも、どっちかという登録というか、届け出制にするなら、きちっと税金が、要は、補助してもらいなり何なり、委託するなり、何でもあれですけども、きちっとそういうものに応募するというか、手を挙げるというか、そういう意思を持った人たちを届け出制の対象にするというような、そんな感じになるんですかね。イメージがちょっとようわからん部分があったもので。川村委員、ごめん。

○ 川村高司委員

どうしても、多分イメージしている理念の部分からのそごがあるので、明らかな。私がイメージしているのは、もう市民活動というか、イコール、その象徴的なのは自治会活動であり、社協とか、PTAとか、育成会とか、地区補導とかというのが私の市民活動のイメージなんです。その市民活動を広くサポートしてあげるための条例づくりというイメージが私のほうは強くて、これは15条のところをしようかなとは思っていたんですけど

ど、結局は、そういう地区の組織とか団体が、今、総会の時期ですけど、何に困っておるかという、一番困っているのは人なんですよね。後継者とか、地区補導でも、もう毎回同じ、PTAをやった人間が兼務して、人で困っていて、逆に……。

○ 杉浦 貴委員長

抜けられへんわな。

○ 川村高司委員

抜けられない。

社協とか、そういうところからお金はもらって、でも逆に、もらったお金を何に使おう、使うのに困っている実態もあるんです、いろいろ。

新しいルールをつくる前に、こういう市民活動をやっている団体の現状の問題は何なのかをもう一度整理整頓してからでないと、何か新しいルールづくりって非常に難しいなというのがあって、だからこそ、今、市民活動の定義づけの中に、市民がというのは私にとっては当然で、ところがそこにNPOというのが入った場合に、いろんな地域に住んでいる方が構成しているNPOもいっぱいあるし、活動エリアも四日市市内に限らないし、色分けができないじゃないですか。そこを精査しようとする事自体に矛盾が生じてくるなというのが懸念というか、なかなかルールづくりに難しい。

だから、ここからNPOを外してしまえば、多少強引ですけど、地縁団体であるとか、従前からある、昭和の時代からある組織、団体の市民活動を、どうしたらよりサポートできるかという条例づくりをやるためにというのが根本にあるんですよね。

だから、どうしても議論がかみ合わない部分が出てくる部分は、その届け出のことに關しても、地縁団体であれば届けるまでもないじゃないですか、もう対象は。それがNPOになるから、やれ届けろとか、本当におるのかとか、本拠はどこだという議論になってしまっているのかなという。だから、その根本的な部分でどうしてもイメージが違うので。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

こういう市民協働の条例みたいなものを、例えば、自治会主体のものを1本つくって、それから、NPO用にもう一本つくって、それで別々に動かす、やっているところもあり

ますよね、NPO用のところをつくって。

杉並なんかそうやと思いますけど、あれ、NPOのやつをつくって、自治会用のやつはつくっていない。なぜかという、自治会がないところもあるという理由もあるんだけど、先にNPOをつくって、それで動かしながら、自治会で今、やっていますというようなところもあるわけや、数少ないと思いますけど。

ほかのところは、自治会とNPOの違いみたいなものを、目をつぶりながら、半分薄目を見ながら、でも1本でつくってやっているというようなどころがあるんだろうと思うんやけれども、そこら辺のところを、ちょっと元に戻ってしまう感じになるんかわからんけど、ちょっと議論。

○ 加納康樹委員

もうその議論をくぐってきたので、戻すのやめましょうに。

○ 笹岡秀太郎委員

議論を閉ざさんと、やっぱりしっかり議論をしていってもええと思っておるのね。

一つは、今、高司さんの危惧されている部分は、いわゆる、現在まで地域との、例えば四日市、日本をつくり上げてきた既存のシステムがどうやら疲弊してきたから新しい担い手として次の世代が育ってこないという危惧があって、例えば、新しいNPOという、これから新しい公共と言われるようなシステムができ上がってくる中で、そういう人材が新たに地域自治を担う人材として育ってきてくれるという可能性もあるという意味でいうと、この条例が生きてくるのではないかなと、その辺をうまく活性化させればという思いが実はするのね。

だから、これは、加納さん、閉ざさんと、しっかり議論をして深めたほうがおもしろいと思うよ。

○ 芳野正英委員

あれなんですけど、僕も毎回話をしているんですけど、四日市の場合は、NPOと自治会が分かれているとかという部分をもう超えていて、今回、基金なんかもつくっていますが、ずっと四自連とNPOの団体と一緒に協働してきた歴史があるので、例えば、この前の伊坂ダムの件なんかまさに典型的やと思うんですけど、自治会がやってきていること

を、自治会で、例えば、ああいう飲食店経営なんか難しいという部分は、やっぱりNPOをつくって、メンバーはある程度、僕らも、村上議員の話を聞いていると重複する部分もあるけれども、役割を変えて、そういうふうな自治会とそういう地縁団体とNPOということ自体がうまくリンクをし始めているのが、僕は、逆に言うと、四日市で四日市モデルらしいことができるんじゃないかなと思っているんですよ。

だから、川村さんがおっしゃる部分は、これまではそういう考えだったかもしれないですけど、逆に言うと、もう自治会のほうもNPOに入ってきているし、僕、ずっと初回るときから言っているんですけど、NPOでも、NPOの人も市民であって、八郷地区なんかそうですけど、主になっているのはNPOもやっている人たちなんですよ。その人たちがいたから、こういうNPOをつくって、伊坂ダムを、じゃ、守っていこうみたいな話になっていったんですよ。話を聞いても、その代表をやっている人は、社協もやっているし、今度そのNPOのトップになる人ですけど、僕もよく知っている人です。昔からNPO活動をやっていて、なやプラザにもしょっちゅう顔を出している人ですよ。自治会のそういう役もやっているのです、だから、川村さんの懸念は、もし、いろいろ視野を広げてみると、その懸念というのは、NPOに対する有象無象が入りまじっておるんじゃないかと。確かにNPOをつくり始めた十何年前って、僕も昔、京都市内のNPOを調査したときに、暴力団事務所にNPOが入っていたときもあったんです、昔は確かに。でも、今、そういうことは、何年もたってきて、もう何年間も報告書を出していないNPOは活動停止になっていたりして、精査されてきて、今、活動主体としては、ある程度もう実績も残しているような形になってきているので、そこは、こういう整理で僕はいんじゃないかなというふうには思っています。

○ 杉浦 貴委員長

樋口委員、先に。

○ 樋口博己委員

今、笹岡委員がおっしゃられたことを考えると、やはり、今までいろんな議論をしてきましたけれども、自治会という組織もだんだん、川村さんが言われるように、人、後継者不足で大変な状況があると。NPOにいくまで、いろんな発言の中でやりたい人がやったというのが最初だと思うんですけども、そういういろんな状況も考えると、やはり、今

まで何となく普通に仲間内でやっていたのが、実は、これは市民活動なんだと、公に利益をもたらしているんだという誇りというか、そういう自負みたいなものを養成する、助成するものがこういう制度なんかかなと思うておるんですよね。

だから、いろんな補助金とか、委託料とか、要するに財政的な支援が先にあるのはあるんでしょうけれども、ただ、そこまでいかなくても、やっぱり自分たちが活動していることがきちんと認識されて、公に認められておるんだというところを認めていく、評価していくという制度だと僕は思っていますので、川村さんの心配されるところは、それはそれとしてあるんだと思いますけれども、今回の条例は、そういう議論をされてきたのかなというふうに僕は思っています。

○ 笹岡秀太郎委員

まさしくそのとおりだと思うんだけど、例えば、自治会等を例にとってみると、後継者が育ってこなかったというのは、社会に少し、やっぱり全体、例えば、ある会社の人たちが、地域自治にもう少し目を向けましょうよというそういうシステムづくりというのはなかったんじゃないかな。この条例が果たす役割というのは、そこを刺激していくべきだろうと。例えば、市役所の職員さんも、もっと地域自治に参画していくような、そんな啓蒙ができるようなシステムづくりというところがうたっても、もっとええと私は思っておるんですわ。

そういう意味でいうと、いわゆる、自分たちのまちを自分たちでしていこうという意識づくり、システムづくりというのを、もう少し議論して深めていくには、今言うところが大事になってくるのかなと、そんなようなことを思うねんけどな。

だから、社会全体で、自治に対する目覚めというのをもう少し熟成させていくような、そういうような啓発ができる装置だったら非常にいいよねという思いはするんやけどね。

○ 川村高司委員

私が懸念しているという部分は、NPO云々というのは、昔の話やというのは全然昔の話になっていなくて、実態は。そういうのはいろんな情報ソースがあるので、提示しようと思えば幾らでも提示はできるんですよね。

個別案件の、それこそNPOの是非を問うというわけでは当然ないし、当然真面目にと言ったら変ですけど、社会貢献をされているNPOが存在しているのは十分承知の上で、

実際問題、自分が市民活動に参加させていただいている中で、本当に困っているのは後継者、本当に人がいないんですよ。そうすると、例えば、1学年100人ぐらいがいる地域で、親御さんがいるわけじゃないですか。なのに、本部役員とか地域活動に出てくる人はもう限定的で、ならば、それをもうちょっと裾野をどうやったら広められるかという部分で、市民活動の底辺、草の根をもっと広げていけるような、啓蒙できるような条例というか、そういう要素も含んでいないと、いきなり話が、新しい公共だという名のもとに白紙の上に絵を描きましょうという議論になっている感がするんですよ。

それよりも、これは、ともすると予算重視、決算軽視につながりかねない。要は、今までやってきた市民活動とかを検証した上で新しい公共を語らないと、もう全く新しい、今はもうNPOなんだよとか、今はもうこうなんだよ、そういう地域も確かにあるんですけど、そうでない地域もまだまだいっぱいあるので、であるならば、今の現状は、それこそ昭和の時代から続いている地縁団体であるとか、学校のそういう保護者の会であるとか、そういったものをもっと啓蒙するには、それが私は基本だと思っているので。だから、NPOの全てが悪くて、そこにお金、税金を突っ込むのはいかななものかということばかり言っているふうに伝わってしまっているんやなとは思いますが、でも、一番市民活動の基本となる部分が、今、人材不足で困っているの、それを何とかするための条例でもあるべきだなという部分で、その辺、もうちょっと議論ができればなという。

○ 樋口博己委員

休憩をいただいて、今までの議論を、さっきの議論してきたのとちょっと確認いただくとありがたい。

○ 杉浦 貴委員長

そうですね。

11時15分まで休憩します。

11：00 休憩

11：15 再開

○ 杉浦 貴委員長

それでは、15分になりましたので、引き続き先ほどの部分を継続していきたいと思いません。

先ほど樋口さんのほうから、今までの経緯なんかも含めてということだったので、私、今、思っていることを率直に言わせていただくと、NPO活動、それから自治会の活動、これは、どっちも無視するというか、そんなもの、もう関係ないんやということではできませんので、現にきちっとした活動をしている自治会、それからNPO、ボランティア団体というのが存在しますので、それを一つの市民協働条例の中で、いろんな考え方がある二つのものを一緒にしてやっていきましょうねというのはずっと確認してきたつもりなんです、節々で何回も、よろしいかということ。

ただ、もうその意見、いろいろ意見があるのは、これもやる前から皆さんもわかってみえることなので、当然その要素をどうやって取り入れるかと、自治会についての考え方、いろんな、先ほど川村さんがおっしゃっていたような部分をどうやって取り入れるか。それで、NPOのほうについての活動、それはしやすいように、どっちもそうですけど、その要素を、どのように一つの条例の中に取り入れるかというふうに私自身は考えていますので、意見が対立していろんな意見が出てくることについては、もう何も、どんどん言っていて、それで、最終的に一つのところへまとめられるというふうに私自身が今は思っていますので、その辺の要素というか、盛り込むべき要素がどういうふうにあるのかと、自治会側について、それから、NPOについてもこういう要素があるのと違うかというのを、てんこ盛りみたいにしながらやっていくのがいいのではないかというふうに、個人的には、今、思っています。

樋口さんの今、だから、節々で僕としてはやってきたつもりなんですけど、やっぱり歴史的な経緯も考え方もいろいろあるので、一つとしては、二つつくるという手も、何も別に不思議でも何でもないので、考え方としては。でも、これは、みんなで一つでつくろうということでスタートしてやってきているので、そういう要素と考えると、そこへてんこ盛りで盛り込んでつくっていくという形でできたらなというふうに思っています。

ご意見がありましたらどうぞ、言っていただいて。

○ 豊田政典委員

委員長がそういう方針なら、僕はそれでいいと思います。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

さっきの議論があったのは、最後のほうで、啓蒙じゃないですけど、理念的な部分で、よりみんなで頑張ろうぜみたいなやつをもうちょっと盛り込む方向で議論したらどうだという意見だったと思うので、それはまた後で、追加という形で入れるか入れやんか議論していただければと思ひまして、僕が言ったのは、そんな根本的なところまでいっていないつもりで、ちょっと戻させてもらいますけど、考えておったんですけど、市内で活動する団体だというのはほぼ共通できると思うんですよ。だから、単純に、私の案では、第2条の(4)のところの市民活動団体の定義のところ、市内で活動するという言葉を頭に入れたら、別にそごは生じないし、ほかの3条以下にそれがかぶっているのですばらしい案かなと思っているんですけどね。

○ 杉浦 貴委員長

市内で。

○ 豊田政典委員

市内で活動する地縁団体、NPO、何ちゃらかんちゃら。

○ 杉浦 貴委員長

なるほど、頭につけると。

○ 豊田政典委員

そういうくくりにしておけば、僕は変なことをちょっと考えたりしていたんですけど、実は、正直に言いますけど、2ページを見て。その定義がないと、こんなふうに読むのはおかしいのかもわからんですけど、3条の2項とか、市民とは別にして市民活動団体の自覚とか書いてありますやんか。世界に呼びかけているのかなという、世界の市民活動団体はと読めやんことはないのかなと思ったり、5条なんかも。そんなふうに解釈するのはお

かしいのかわからんですけど、四日市市の条例で。

そんなことも含めて、別に2条の4項で、(4)で市内で活動すると言っておいても皆さんの考えと別にずれはないので、よりはっきりするので、それでおさめていただければなということをおもいましたが、いかがでしょうか。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

市民活動団体の定義のところの話にちょっと入りたいと思いますけど、さっきの話はちょっと横に置いておきまして、まずその定義のところを、どうでしょうかね。

○ 芳野正英委員

そもそも1条で本市における市民活動というふうに目的の中に入っていたので、もともと、私は、少なくとも本市での話なので、NPOでも世界に発信するNPOもありますけど、そこは、ここでは入ってこないというのは思っていたんです、目的の中に入っているのです。だけど、念を押す感じで、そういう市民活動団体の定義の中にそういう本市のという部分を入れることは、全然繰り返しになってもいいと思うので、それはいいのかなと思いますけれども。

例えば、NPOでも、世界的な活動、世界に発信する活動をしている中でも、例えば、本市でそれを事業報告するとなれば、それは本市における活動になってくるのかなと思うので、そういうくくり、整理があつていいのかなと思いますけどね。

○ 杉浦 貴委員長

今のご意見、特に問題はないんじゃないのかという、入れることについて不都合はないのではないかというような、そうだけど、もう一つ、ここのところだけでええんですかね。定義のところでもってやれば、ほぼ、あとの5条やら3項、基本理念とかそんなのやで、これはそういうことでよろしいんですな。

○ 中村久雄委員

今の条例で、2条の4項目に、市民活動団体、市内で活動する地縁団体等という提案でありますけど、このときに、市内で活動するとなったら、市内でしか活動したらあかんの

か。だから、四日市市で、川越や近隣の鈴鹿、三重県全域でする活動団体のところはどうか。なんやというところが。

○ 杉浦 貴委員長

市内を中心にね。

○ 中村久雄委員

そういう読み方もできるかなと。

だから、そういう活動団体がいろんなことに発展して行って、四日市市民のために活動しているという部分が、僕は担保できていればいいと思っているので、この目的と定義の中で、第1号で市民等をうたって、市民活動の中で市民等がというところで、市民活動団体も、市民活動を行う、この定義の中の市民活動、市民等が行うのが市民活動。市民活動を行うという市民活動団体は、その市民活動を行うというふうに順に定義づけられているので、それで読み込めるかなというふうに私は思います。

○ 杉浦 貴委員長

必要ないのではないかという。1、2、3と読んでくると、4で、それでいいという。

ありがとうございます。

いかがですかね。

○ 中村久雄委員

市内で活動する地縁団体等という言葉で、そういうふうに、私が危惧しているような、市内でしか、市内限定版しかあかんのじゃないかというところが、そういうことがなければ、別に繰り返しになってもいいかなとは、もう、そういうつけるのにはやぶさかじゃないですけども、特に必要がないかなという程度なんですけどね。

○ 杉浦 貴委員長

なるほど。ありがとうございます。

いろんな意見が出まして。

○ 加納康樹委員

豊田委員のおっしゃるのでも問題ないとは思っているんですが、ただ、ここはもう、ちょっといろいろな意見が出たので議論を打ち切っていただいて、他市事例とでも言いましょうか。他市のところで、こういう定義づけで、そういうふうな限定をする文言をあえて置いているのかどうか。そういうところとの事例を比べていただければ、もうクリアできるんじゃないのかなと思うんですが。他市でもそういうふうなことがあるのであれば、それは、ある程度規定しておいたほうがいいのかもしいけれども、他市で、やっぱりそんなことまでは、一々細かく限定の言葉を放り込んでいないよというのであれば、今、中村委員がおっしゃっていただいたように、この2条の流れ的に見て十分解釈できるということでもいいとも思っています、私は。

○ 杉浦 貴委員長

それでは、正副委員長に任せていただいてもよろしいでしょうか。他市事例も調べて皆さんにご提示させてもらいますけど、どちらも差異がないというか、余り、議論する割には効果は同じというような感じに、このところは。

○ 樋口博己委員

議論したからこそ改めて確認されたということだと思います。

○ 杉浦 貴委員長

済みません、申しわけない。そのとおりです。議論したがつために、とても貴重な知見が得られましたので。そういうことでさせていただきたいと思います。

この議論も、ちょっとそれまでにさせていただいて、先ほどの部分ですけれども、私、言わせていただいた、一つの条例の中に、地縁団体とNPOの要素をやっぱり入れ込んで、一つの条例でいくというようなこと、今まででも確認されたというふうに私自身は思っていますし、そういうふうな形で、時間はかかってもやっていきたいなと思っているんですけど、それについてはいかがですかね。反対とか、賛成とかそういう。

○ 加納康樹委員

さっきちょっと語気を荒げましたけれども、委員長がおっしゃっていただいたように、何

度も繰り返して議論をして、その方向でこの条例をまとめていきましょうねという流れにはなっているので、もし、そこをちゃんと補完すべき要素を盛り込むんだということであれば、条例も1条から順に追ってきているので、そこも、やっぱり一々蒸し返すのは何だと思しますので、それを補完すべきは、もう前文しかないのかなというふうには思っていますが。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

ずっと一つずつコンクリートしてきておる部分は、確かに、各条文とも、仮ですけどコンクリートしながらきているので、前文でというのは、もう本当にそのとおりかなという感じもするんですけど、前文だけで、しかし、オーケーかどうかというあたりが、ちょっと私もようわからん部分がありますんですけど、やはりその方向で、今のところ進ませていただいてよろしいですかね。

前文については、ご承知のように、後でいろんな要素を盛り込んでつくろうよということで、今、つくっていない部分ですので、その前文をつくる段階で、いろんなもの、要素を入れて、それとの整合性で、ほかの条例に何かちょっと不都合が出てくるということになりましたら、コンクリートはされていますけど、そのところを少しいじくりながら前文との関係でやるというような、そんな考え方で、この先、進めていってもよろしいでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

まさしく休憩前に議論した分がその部分でカバーできるかなと思いますので、委員長のお進めで、それでいいかと思っています。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

じゃ、そういうことでさせていただいてよろしいですかね。

(異議なし)

○ 杉浦 貴委員長

いろいろな意見を言っていただくのが、一番僕は大事やと思っていますので、ちょっと右往左往するかもわかりませんが、そんな形でさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。意見をがんがん言っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

そして、届け出制のところへまた戻っていくような感じに、細かいところは、もう後にするという、後で決めればいいので、そのところ、もう少しコンクリートして決めていくかどうか、人数的なところですね。どういう、その細かいところは別途にして、次の14とか15あたりの論点を整理、論点を出していただくというような形に行くか。

○ 芳野正英委員

届け出制の具体的な要件は、一度、もしよかったら正副でまたまとめていただくということで、川村さんも、さっきちょっと休憩中にしゃべっておったんですけど、川村さんの今回の発言の真意というのは15条に係ってくるような、財政的支援の部分が。これ、ちょっと前回も、豊田委員が欠席だったので積み残しというか、次回議論しましょうという形に送ったと思うので、15条の部分に生きてくるのかなと思うんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

そうしましたら、ご提案がございました、14条をちょっと吹っ飛ばして15条ということで、財政的支援のところですね。ここは、本当にいろんな議論があると思いますので、ここをちょっと皆さんで議論したいと思います。

15条は、読ませていただくと、市は、市民協働を促進するため、市民活動に対し、基金制度等を整備し、財政的支援をするように努めなければならないと、こういうふうになっています。細かいことは、また別途で決めましょうみたいな話なんでしょうけれども、この財政的支援のイメージというか、相手は、地縁団体もそうだし、ボランティアもNPOもというような、対象としてはそうなるんだと思いますけど。

○ 笹岡秀太郎委員

いろいろ課題というか、考え方の整理もしていかならん部分もあるんだろうと思うんだけど、新しく行政のほうでどういう考え方か、市民協働委託事業という……。

○ 杉浦 貴委員長

そうそう。委託みたいなものを考えている。

(「協働事業」と呼ぶ者あり)

○ 笹岡秀太郎委員

協働事業やったっけ。

あれのエッセンスというのか、考え方のもとになった考え方。それで何を求めているか、ちょっと一遍理事者のほうに確認させていただいて、ひょっとして、これがこれにどう活用できるのかというあたりも認識しておいたほうがええかなと思うので。よろしいですか。

○ 杉浦 貴委員長

よろしいですか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

この協働委託につきましては、前回、少し説明をパイロット的にやらせていただいて、問題点等を探って制度化できればなという話をさせていただきましたが、実は、先ほどもちょっと申し上げましたが、補助金ですつといくと、補助金というのは、あくまでもやはりサンセットという一つの大きな命題があると、ずっと続けていくのがいいのかどうかというジレンマという言い方もさせてもらいましたが、協働委託になれば、これは、当然市が仕様書をつくって、その団体さんから、今回の場合、また提案制度でやるという形になるのかなという、今は考えておりますが、市民団体さんから提案を受けて、この部分は市の事業として委託で私たちがしますので、委託でやれやんのですかというような協議をさせてもらって、それが折り合いがつけられれば、一部になるのか、それが全部になるのかわかりませんが、そういった委託事業でやっていくことによって、ある意味、その事業というのは、市が必要とすれば、補助金みたいなサンセットがどうこうということじゃなくて、公益的な活動であれば、基本的には、市がこの事業というのはやってもらう必要があるということをお認める限りやっていけるんじゃないかなということが一つと、当然、こういう市の委託事業でございますので、ある意味、公益性が非常に高くなっていくという形もあ

りますので、当然これ、委託事業になれば、予算、決算の中でも審議をされますし、そういったことで、私どもとしては、一応補助金という概念から少し委託という概念に変えるような制度化ができないかなということ、一旦、ただ、こう言いましても、こちらからこうしてくださいという委託をするわけではございませんので、市民の団体さんが提案をしていただくという委託ですので、どんな委託が出てくるかというのは、今後、ことし1年間、パイロット的にやらせていただいて、問題点を整理させていただいて、それが制度化ができるものなのかどうかというのは検証してやってみたいなというふうに今、考えております。

以上でございます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、ある意味、いわゆる市民団体等に対する財政支援の新しい切り口という視点も視野に入れておいてもええということやね。

○ 杉浦 貴委員長

今の行政の考え方というか、これについては、ほか、何かご質問なり何なり、方向性についてとか、よろしいですか。

○ 豊田政典委員

笹岡委員が言われた、行政がやろうとしている協働事業委託というやつやね。僕、ちょっと意識していなかったので申しわけない。25年度予算で一部実施するんですけど。そのあたり、ちょっと説明してください。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

この25年度予算の中で、一応今の予算の段階では、300万の枠の中で1団体50万までを限度として協働委託事業を、これは、制度的ではなくて、パイロット的に、試行的にやらせていただきたいということで予算化をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

意識が薄かったので申しわけないですけど、それは、外部委託の部分と、それから、団体なり市民からの提案部分と両方含まれているんですか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

この制度、今、ちょっと考えていますのは、市民の方が一つの事業をやりたいというふうな中で、今までは、もう補助金で全部、その市民の人がやっていただいた部分の中で、何か、この部分については、行政が公益、要するに、行政としてやってもええ事業があるのではないかなというふうに提案をされたときに、行政側が、そりゃそうやわなということで折り合いがつけば、その部分については、行政から、そうしたら仕様書をつくって、その部分を委託しましょうというような形になるということです。

○ 豊田政典委員

既存の行政がやっている事業を外部委託という部分はないと、今回は。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

今でも、行政がやっているやつを業務委託というのは、もう既にやっておりますので、今回は、あくまでも、こちらがどういったことを委託してくださいという話ではなくて、市民の方が、その団体さんが公益事業をやる中で、これは委託してもええかというような提案をいただくということでございますので、こちらから出していくということではありませんが、ただ、今、過去からそういうことを考えているやつがマッチングすれば、もしかすると出すというものも出てくるかもわかりませんが、それは、今の段階では何とも申し上げられないんですけど、申しわけございませんけど、そんな状況でございます。

○ 豊田政典委員

僕だけかもしれませんが、外部委託という事業と、今、公共のやっている。それから、市民提案を受けて金を出すという事業と、これをどうするんだという議論をしていますやんか、前から。

ところが、その予算案では先行する形で、後ろの部分、市民団体から提案された部分の事業を予算化したというのは、気づいていなかったのは僕だけなんですかね。

○ 杉浦 貴委員長

まだ気づいていない。

○ 豊田政典委員

この議論を無視するような予算案があったと、今思えばですよ、けしからんやないかと。どうです。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

申しわけございません。その協働委員会、この特別委員会があるのは、当然意識させていただいております、この中で議論を踏まえてということになる。

ただ、私どもとしては、要するに、試行的に、これを制度としてどうこうやりたいということではなくて、パイロット的にやらせていただいて、ただ、この間も、前回のときも、申しわけないですけど、説明をさせていただいて、このような事業でやりたいというふうな形をお示しさせていただいて、ご意見をいただいたつもりでおりますが、それでご理解、ご意見をいただいておりますが、それでご意見をいただいて、それを事業化に進めていきたいなというふうに思っております、まず予算としてちょっとお認めいただいたんですが、その中身については、やっぱりこの議員会の中でもご意見をいただいてということですので、この間、資料として提案をさせていただいて、ご意見いただいたという形でございます。

ですから、制度でやっていくということではなくて、やっぱり試行的に問題点を探っていきたいというためにやらせていただきたいという意思でございます。

○ 豊田政典委員

そうすると、予算はこういう予算を認めましたと。ここの議論も踏まえながら、執行方法であったり、運用についてはもちろん意識してもらって一緒にやってみようかという理解をします。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 加納康樹委員

委員長が議論していただこうとしている15条に当然関連してくるんでしょうけれども、今、行政が説明してもらったようなことはもうクリアしていると思うんですが、この条例案でいくと、10条のところに起因はしていると思うんですが、この10条の規定と、今、次長のほうでご説明いただいたことは何らそごはないと思っているんですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

副議長がおっしゃっていただいた、基本的に、この行政参入という形は、こういう意識、これもございますということですね。

○ 杉浦 貴委員長

加納委員がおっしゃるような形でオーケー、そういう考え方でいいということですね。

ちょっと僕、質問してもええ、一つだけ。

補助金から委託に変えていくということになると、自治会への一部出ている補助金みたいなものもあるし、NPO、あそこは事業委託が多いんだけど、補助金もあれば、いろんなところへ出ているものがあって、それを業務委託に変えていくとすときに、すごいうまくぼっとできるのとできにくいのとがあると思うんやけれども、その辺の整理みたいなものというのはどうよ、山下さん。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

私たちの部の中で、全市的な補助金を、今、どうというところまで議論をしているかという、それは少し、申しわけない、してなくて、私どもの個性あるまちづくり補助金があったものを、要するに、協働委託事業に変えていくという、うちの部の中の議論の範囲でございますので、全市的な補助金については、まだそういう精査というのは全く私どもで議論していませんので、その辺は、全体がどうなのかと言われると、ちょっとそれはお答えできないので申しわけございません。

○ 杉浦 貴委員長

そういう意味ではなくて、市民協働の観点から出ている、いわゆる今出している、自治会もそうやろうし、一遍出してもらった、ありますよね、市民協働の観点から出ている、各部署から出している資金みたいなものが。あれが全て補助金ではないにしろ、そういったものを、イメージとしたら、それを業務委託に変えていくようなイメージになると思うねんけど、方向的には。それはどうやってするのかなど。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

今、私どもが部として申し上げる、狭義になって申しわけないんですけども、全市的な話がなかなかできませんもので、私どもとしては、今、個性あるまちづくり補助金というのは、ある意味、全てのエリアの環境なり、福祉なり、全てをカバーしてやっております。

それを、今回、総合計画にもうたわれておりますが、各部署がある程度かかわっていくというような方向に切りかえていくというために、私どもの課としては、それを協働委託という形で持っていきたいなというふうに思っておりますが、各部局にそれを、関連部分のところについては、補助金でまだ続けるところもあるかもわかりませんし、協働事業でやるかもわかりませんというところについては、まだ今の段階で、どちらの方向で進んでいくんだというところの全市的なオーソライズというのはしておりませんもので、申しわけございません。うちの部としては、そういう協働事業に持っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

何か、今の行政の考え方、ほかにも財政についての考え方とかご意見をいただければ。

○ 笹岡秀太郎委員

ちょっと理事者にも確認したいんやけど、冒頭、部長の、要は寄附の文化というのか多様な手法があるとは思うんだけど、一つは、どうやら継続的に基金をつくって、どん

どんどん市民が自主的にこれを活用して、協力していってくださるところまではまだ熟成していないかなという気がする、行政側がそれをカバーしていかんなんだろうということになるかと思うんやけど、その辺の問題点ってあらへんやろうか、課題というか。

○ 前田市民生活部長

私もちょっと冒頭に申し上げましたように、一定の寄附を集めて、今、特に低金利で運用が難しい状況の中で、基金を元手にふやしていくというのは、現実には難しい状況もあります。

それから、実際に市民協働で、いろんな形で財政支援を仰ぎたいというような考え方も実際あるんだろうと思うんですね。その中で、いろんな、先ほども補助金か委託かというような議論もございましたんですけど、今の段階は、やはり補助金というのは、あくまで実施主体が実施主体の一つの仕事としてやっていただくことを、一定の公益性を認める中で支援をするという形になりますし、委託となれば、これは、行政の側がもっと公共的な意味合いを高めていくことなんだということで位置づけて、責任の分担なんかもしっかり考えながら進めるというところはより強くなると思いますね。

これは、どれがどれかということではなくて、やはりその事業に応じたメニューを用意して運営していくということがまず重要になってきて、今、補助金が割と、このNPOとか市民活動を中心としたような制度の場合、例えば、個性あるまちづくり事業のように、補助金中心で、やはりメニューを一つやってきましたけれども、これではやはり、なかなか継続的には難しいとか、より行政の側で関与をもっと強めたいというときに厳しい面があるので、そのあたりは、委託という手法ももっとメニューとして盛り込んでいくと。

従前も行政の部分を切り出す形で協働してきた部分があるんですけど、提案をもらって、行政も自分たちも意識改革をしながらつないでいくという部分が、この場合は必要なので、その辺の働きかけの窓口は、やっぱりうちがやらなあかんということで、そこへ仕掛けをしていこうと。

確かに、もう一つ、そういう財源的にしっかりしたものがあればええけど、現実に厳しいものがありますから、どうしても税のほうでそれを持ち出してくということになると、前回もちょっとお話ししましたように、なかなか基金制度として、今、それを安定的に、継続的にやっていくというのはちょっと難しいのかなという思いはあります。現実に自分

は執行する立場ですので、そういうふうを考えてしまうということでお聞き取りいただきたいんですが、将来、そうでない状況が生まれるかもわかりません。そのために、私は、やはり寄附ということについてももうちょっと、それは、広く、いろいろ対応的に考えてやっていくということも必要でしょうし、制度の中で工夫ができるのであればということだと思いますので、そのあたりのところは今、過渡期にあります。

ただ、制度として、今後、例えば委託というような制度をもうちょっと育てていく。従前の市の側が委託を一方的に考えるんじゃなくて、両方ですり合わせをしながら新しい事業委託の形を生み出していくというような形はあっていいのかなと思いますし、なじまない部分は、補助金という形を残しておいても別にいいのではないかと思いますし、その辺をどういうふうに整理して進めていくかというのは制度化になってくるのかなというイメージを持っています。そこにどういう財源の充て方をしていくかということをつなげていくというような流れを持っていくということが、今、大事なかなと。

まだ、ちょっと一歩一歩なので、その辺が、一つを考え出しますと、すぐまた課題が出てくるところもございまして、その辺のところでもいろいろ悩みながらというところがございます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 笹岡秀太郎委員

きょういただいた資料の、ちょっと戻って申しわけないけど、市民活動ファンドの。

○ 杉浦 貴委員長

うちのほうね、四日市の。

○ 笹岡秀太郎委員

そうそう。

これ、時代がどういう時代だったかちょっとようわからんのやけど、基金の運用益というのはかなりあったんかなと思うんやけど、その辺がわかる資料というのはあるの。

もう、これ、時代が新しくなっていくと、ほとんどその辺のことは望めやんだんかなと

いう気がするんやけど。

○ 前田市民生活部長

恐らく、もうこの平成10年代になれば、運用益というのは非常にあっても少なかったんじゃないかと思う。平成でも、一桁前半ぐらいですと、まだあったと思うんですけども、非常に厳しい。だから、もう積んでも取り崩すということでは状況がなかったのではないかというふうに、今、ちょっと具体的にデータはございませんです。

○ 笹岡秀太郎委員

いいです、ありがとう。

○ 川村高司委員

市民文化部の考え方として、今後は、補助金よりも委託にシフトしていくという考えということですか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

今回の個性の補助金についてはサンセットしたので、それは、そのことについては委託という形に持っていきたいと。

それ以外の補助金について精査を今、しているわけじゃございませんので、このことについては、個性を次、どんなシステムでやっていくんだということについては業務委託ということで、それ以外のものの補助金については、今後、新聞にもございましたように、第三者委員会の中で補助金については検討されていくということもございませぬので、その辺のことも注視をしながら、それに基づいて進めていことになるだろうというふうに思っています。

以上でございます。

○ 川村高司委員

私の感覚としては、補助から委託になると、管理監督、チェック機能がちょっと及びにくくなるのかなというイメージがあって、ある意味、責任という話も出ていましたけれども、委託になってしまえば、もう丸投げというイメージで、あとの精査がチェックがきか

ないのではないかというのは懸念しながら、ちょっと一応意見。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 芳野正英委員

先ほどの話でいうと、委託の場合も、後での報告書は出されてくるので、その部分は、逆に言うと、委託のほう仕様書をしっかりつくってできるんじゃないかなという気もするので、これ、前回もあったんですけど、結局、要はどうチェックをするかという、その公金支出した後のチェックをどうするかという部分だと思うので、そこは、前もたしか、そういうチェックする機能をどうやってつけるかというのをちょっと議論があったんですけど、それを条例に盛り込むのか、別の形で出すのかはあれとしても、チェックはせなあかんと思うんですけど、それは、この条文の中にも、例えばそういうチェックも必要とするとかを入れて、今後、制度設計をしていけばいいのかなというふうに思うんですけど。

○ 豊田政典委員

僕もそのとおりだと思うんですけど、意見ですけれども、補助金を委託に変えるということは、部長が言われたように、事業の責任者というか、主体が市に移るわけ。その判断というは、大変重要なところだと思うんですよ。これは、提案されたのは市民団体からだけれども、公共性を鑑みたときに、これは、市の事業として定義づけるということですよ。ここの判断というのは、極めて厳格にしなければいけない部分が、前回の桜まつりやら、蛍やらというのは論外で、僕、個人的な意見ですよ。そんなものじゃないだろうという思いが一つと、それから、どうもそういう補助金から委託への流れというのが広がりを見せるような気配があって、例えば、教民でやった医師会、三師会の補助金というのも委託に変えてきたんです。

そうすると、川村高司委員が言われるように、現行のチェックのやり方では、事業は公共の事業だから目的を達成すればいいんだみたいなチェックしかやっていない。仕様書の部分ですり合わせはあるにしろ、果たしてどんな金の使い方をしているのかというのは任せ切りで、任せ切りというかそういうものだ。目的さえ達すれば、委託金の使い方は自由だよみたいなところがありますよね。

今回、我々が議論するようなやつは、そうなってしまっているのかなという思いがあって、それ、チェックの仕方なんですけど、参考のためにでいいんですけど、委託金の流れ、今、現行の、今までやってきた、それから、協働委託でもいいんですけど、どんなものを提出させて、どんなチェックをして、どんな報告があるのか。スタートから最後までチェック部分の、もしくは、市とのすり合わせと言われますけど、すり合わせ部分、どういったところで調整して、もっと言えば、さっき最初に言ったように、どのタイミングで市の事業として位置づけるのか、判断基準、そこを少し整理していただければ、我々のやろうとしているやつにも関係するのかなと思いますから、そんな資料をつくってもらえませんか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

その資料も、当然今回、協働の、パイロットですけれども、やるためには、議員おっしゃった資料が要りますので、流れが、当然つくらせていただけて、お示しをさせていただきます。

○ 杉浦 貴委員長

次回までにはできる。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

次回までにはつくらせていただきます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 芳野正英委員

この協働事業は、今回が初めてじゃなくて、平成11年ぐらいにパイロット事業でやっているじゃないですか。それで、例えば、阿瀬知川の阿瀬知川を守る会というのは、もともとそのときに提案で来て、何年かは委託でやって、今はもう業務委託契約を結んでがちっとしていますよね。だから、そういう一つの基準かなと思うので、もしよかったらそういうのを、仕様書なんか、上下水道局に話をして出してもらえたら、どういう基準で仕様書

というか、業務委託も毎年契約していますけど、報告書なんかもどういうふうな形で上げてもらっているかとかというのを、もし資料としてつけてもらえるならばお願いしたいなと思うんですけど。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

わかりました。上下水道局に確認して出させていただきます。

○ 杉浦 貴委員長

できるだけいろんな事例も示してもらって、非常に重要なポイントやと思いますので、資料をまたよろしくお願ひしたいと思います。

まだまだお話をしたいところなんですけど、きょうはもう12時になりましたので、これできょうは終わらせていただきたいと思います。また、次回、財政のところからスタートしたいと思います。

一つだけ、今後の日程についてなんですけれども、事項書にございます21日の1時半、27日の10時、これ、どちらか一つ、二つというのはちょっと無理かと思いますので、どちらか一つ、都合の悪い方、もしあれでしたら、21日、いかがでしょうか、まず。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

その辺はちょっと外してもらってあるとは思っています。

21日でよろしいですかね。ちょっと問題あり。それか27。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

27のほうがええ。27はいかがでしょうか。月曜日の10時。

じゃ、27日にさせていただいていいですか。

豊田さん、21日はあかんねんな。

○ 豊田政典委員

あいています。

○ 杉浦 貴委員長

あいておるの。どっちや。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

そうしたらもう21日にします。じゃ、5月21日で。27やと、ちょっと迷惑がかかるところが、会派会議があるかわからないので。一応21日の1時半ということによろしく。

そうしましたら、そんなことによろしくお願いいたします。

それじゃ、きょうはこれで終わらせていただきますので、ありがとうございました。

12:00閉議